平成25年4月診療分から短期給付に係る附加給付の支給水準が変更されます

短期給付に係る附加給付の水準等については、国からの指導により、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえたコスト意識の喚起、対象となる者とならない者の負担の均衡、他の医療保険制度との均衡を十分に勘案して適正に定めることとされており、平成25年度から、上位所得者に係る一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び合算高額療養費附加金の基礎控除額について見直しを行うとともに、災害見舞金附加金について廃止することとなりました。

なお、平成25年度からの一部変更は、次のとおりとなります。

平成25年4月診療分から、上位所得者（給料月額424,000円以上の組合員）の一部負担金払戻金・家族療養費附加金の基礎控除額の引き上げ

	基礎控除額
現　行	25,000円　（50,000円）
平成25年4月～	33,000円　（66,000円）
平成26年4月～	41,000円　（82,000円）
平成27年4月～	50,000円（100,000円）

・合算高額療養費附加金については、（　）書きの額に変更。
・給料月額424,000円未満の組合員は、現行と同様の25,000円です。

医科と調剤の自己負担額合算による一部負担金払戻金・家族療養費附加金の取扱い

近年、医薬分業が急速に進み、同一の療養に係る医療費の負担が医療機関と調剤薬局に分散されていること、また、高度・高額な医療や薬剤による個人負担が増加傾向になっており、それに対応するため、平成25年4月診療分から、医療機関での窓口負担額と同一医療機関の処方せんによる薬局での窓口負担額を合算して、一部負担金払戻金、家族療養費附加金を支給します。